**大阪府盲ろう者通訳・介助者現任研修について**

**○受講免除について**

|  |  |
| --- | --- |
| **現在の現任研修** | **案** |
| 必修講義１日・選択講義１日の計２日の受講が必要（別紙参照）。  ※大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱第４条３項 | 次の要件を全て満たすものは、現任研修の受講を全て免除する。  ・年間を通じて概ね月１回以上の派遣又はそれと同等の実績のある通介者であること。  ・盲ろう者社会参加支援センター又は同センター連携機関の事前　承認を得ていること。 |

※必修講義と同じ内容のものを毎年度当初に実施する通介者向け

説明会（主に平日16時以降に開催）でも実施。

**○内容の一部変更について**

|  |
| --- |
| 変更点は、次のとおり  ・選択講義を実地参加するものに変更（共に生きる障がい者展への参加など）  ・現任研修を受講すべき年度（登録期限が切れる年度）に全て受講できない者は、通介者登録証に「〇年度現任研修未受講」と記載する。当該通介者が翌年度中に、前年度未受講部分を受講した場合、「〇年度現任研修未受講」の部分を削除する。なお、当該年度に２日間のうち１日は必ず受講しなければならず、全て受講しない者の登録は、その年度末をもって効力を失う。 |

**○大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱の改正について**

内容の一部変更に伴い、大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱第４条第３項を、以下のとおり改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| **改正案** | **現行** |
| ・前項の登録は、当該登録をした年度の３年後の年度末をもって、その効力を失う。当該登録の更新を受けようとする者は、当該効力を失う年度の間に、大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱第３条第３項に定める現任研修を修了しなければならない。ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。 | ・前項の登録は、当該登録をした年度の３年後の年度末をもって、その効力を失う。当該登録の更新を受けようとする者は、当該効力を失う年度の間に、大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱第３条第３項に定める現任研修を修了しなければならない。 |